

中央区私立認可保育所施設賃借経費補助要綱

平成25年8月28日

25中福子第812号

(目的)

第1条 この要綱は、中央区（以下「区」という。）の区域内に存する児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所で、同法第35条第4項の認可に係るもの（以下「私立認可保育所」という。）を運営する者に対し、当該私立認可保育所の施設の賃借に係る経費の一部を区が補助することにより、同法第24条第1項に規定する児童に継続して保育を提供することができる環境を整備し、もって児童福祉の向上を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 この要綱による補助を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、平成21年9月1日以後に開設された私立認可保育所を運営する者とする。

(補助金の種類)

第3条 この要綱による区の補助金の種類は、次のとおりとする。

- 一 開設前補助金
- 二 開設後補助金

(補助対象経費)

第4条 開設前補助金の補助の対象となる経費は、施設（私立認可保育所の認可に係るものに限る。以下同じ。）の礼金（私立認可保育所の開設日（以下「開設日」という。）の属する月（以下「開設月」という。）の1年前の月から開設月の前月までの間に補助対象者が支出したものとし、かつ、施設の賃借料及び共益費の2か月分までとする。）並びに開設月の1年前の月から開設月の前月までの間の施設の賃借料及び共益費（以下「開設前補助対象経費」という。）とする。ただし、施設の開設前から認可外保育施設として運営していた場合は、この限りでない。

2 開設後補助金の補助の対象となる経費は、次の各号に掲げる期間に応じ当該各号に定める経費（以下「開設後補助対象経費」という。）とする。

- 一 開設月から、開設日から起算して10年を経過した日の属する月の末日までの期間 当該期間における施設の賃借料及び共益費
- 二 前号に掲げる期間の末日の翌日から平成42年3月31日までの期間 当該期間中の施設の賃借料（消費税及び地方消費税（以下「消費税」という。）を除く。）

3 開設日以後に、既存施設に加えて、新たな面積について賃貸借契約を締結し、私立認可保育所の面積を拡大した場合、拡大した部分の開設後補助対象経費に係る補助対象期間にあつては、前項第1号の規定中「開設月」を「私立認可保育所の認可内容の変更日（以下「内容変更日」という。）が属する月」と、「開設日」を「内容変更日」と読み替えるものとする。ただし、私立認可保育所の定員の増加を伴わない面積の拡大であるときは、この限りでない。

- 4 開設日以後に初めて第7条の規定による交付決定を受ける場合で、中央区認証保育所運営費等補助要綱（平成14年9月24日14中福児第840号）における施設賃借経費補助を受けているときは、別表第1に定める補助対象期間とする。

（補助金の額）

第5条 区長は、毎年度予算の範囲内において、補助金の種類に応じ、別表第2に定める算定基準等に基づき算定した額の合計額を第7条に規定する補助金の交付決定を受けた補助対象者（以下「交付決定者」という。）に補助するものとする。

- 2 前項の規定による補助金の算定に当たって、1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てるものとする。

- 3 別表第1の3の項に該当する場合は、既存施設部分及び拡大部分のそれぞれに対し補助するものとする。

（交付申請）

第6条 区の補助金の交付を受けようとする補助対象者は、次に掲げる書類を区長に提出し、補助金の交付申請を行うものとする。

- 一 別記第1号様式による中央区私立認可保育所施設賃借経費補助金交付申請書
- 二 開設前補助金の交付を受けようとするものにあつては、児童福祉施設設置認可書の写し
- 三 領収書、賃貸借契約書の写し等補助対象経費を明らかにする書類

- 2 前項の交付申請は、次の各号に掲げる補助金の種類に応じ、当該各号に定める期間内に行わなければならない。

一 開設前補助金 私立認可保育所の認可を受けた日から開設月の前月の末日（その日が開庁日でないときは、直前の開庁日）まで

二 開設後補助金（第4条第2項第1号に定める経費で4月から9月までの間のものに限る。） これらの月の属する年度の9月の初日から同月末日（その日が開庁日でないときは、直前の開庁日）まで

三 開設後補助金（第4条第2項第1号に定める経費で10月から翌年3月までの間のものに限る。） これらの月の属する年度の3月の初日から同月末日（その日が開庁日でないときは、直前の開庁日）まで

四 開設後補助金（第4条第2項第2号に定める経費で4月から翌年3月までの間のものに限る。） これらの月の属する年度の3月の初日から同月末日（その日が開庁日でないときは、直前の開庁日）まで

- 3 区長は、必要があると認めるときは、別に申請期限を定めることができる。

（交付決定）

第7条 区長は、前条第1項の交付申請があつたときは、その内容を審査の上、交付を適当と認めるときは別記第2号様式による中央区私立認可保育所施設賃借経費補助金交付決定通知書により、交付を不適当と認めるときは別記第3号様式による中央区私立認可保育所施設賃借経費補助金不交付決定通知書により当該交付申請をした者に通知するものとする。

(補助条件)

第8条 区長は、前条の規定により補助金の交付を決定するときは、別表第3に定める補助条件を付するものとする。

(補助金の交付)

第9条 交付決定者は、次の各号に掲げる補助金の種類に応じ、当該各号に定める期日（その日が開庁日でないときは、直前の開庁日）までに別記第4号様式による中央区私立認可保育所施設賃借経費補助金請求書により当該補助金を区長に請求するものとする。

一 開設前補助金 第7条の規定による交付決定を受けた日から10日を経過する日

二 開設後補助金(第4条第2項第1号に定める経費で4月から9月までの間のものに限る。)

これらの月の属する年度の10月末日

三 開設後補助金(第4条第2項第1号に定める経費で10月から翌年3月までの間のものに限る。) これらの月の属する年度の翌年度の4月10日

四 開設後補助金(第4条第2項第2号に定める経費で4月から翌年3月までの間のものに限る。) これらの月の属する年度の翌年度の4月10日

2 区長は、前項の規定による請求があったときは、当該請求をした交付決定者に対して速やかに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第10条 区長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定を取り消すものとする。

一 偽りその他不正の手段により区の補助金の交付を受けたとき。

二 区の補助金を他の用途に使用したとき。

三 交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

四 児童福祉法第35条第4項の認可を受けられなかったとき。

五 前各号に掲げるもののほか、補助を不相当と区長が認めるとき。

2 区長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合で、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて補助金を返還させるものとする。

3 区長は、前2項の規定により補助金の交付決定を取り消し、又は返還を求めるときは、別記第5号様式による中央区私立認可保育所施設賃借経費補助金交付決定取消・返還通知書により、当該補助金の交付決定を取り消した者に通知するものとする。

(関係書類の保管)

第11条 補助金の交付を受けた交付決定者は、開設前補助対象経費及び開設後補助対象経費に係る関係書類を、補助金の交付を受けた日から5年間保管しなければならない。

(分園の取扱いについて)

第12条 保育所分園の設置運営について(平成10年4月9日児発第302号)に基づく保育所分園の施設賃借経費に係る補助については、この要綱の規定を適用する。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は福祉保健部長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年9月1日から施行する。
- 2 この要綱第4条の規定は、平成25年4月分以後の施設の賃借料及び共益費並びに同月1日以後に助成対象者が支出した施設の礼金について適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年8月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の中央区私立認可保育所施設賃借経費補助要綱第4条及び第5条の規定は、平成27年4月1日以後に開設し、又は面積を拡大した私立認可保育所（面積を拡大した場合にあっては、拡大部分に限る。）について適用し、同日前に開設し、又は面積を拡大した私立認可保育所については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年11月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の中央区私立認可保育所施設賃借経費補助要綱別表第2の2の表及び3の表の規定は、この要綱の施行の日において現に補助金の交付を受けている者についても適用する。
- 3 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の中央区私立認可保育所施設賃借経費補助要綱の規定により作成した様式で、現に残存するものは、所要の修正を加え、当分の間、なお、使用することができる。

附 則

（施行期日等）

- 1 この要綱は、平成29年9月28日から施行し、同年4月1日から適用する。
（経過措置）
- 2 この要綱による改正後の中央区私立認可保育所施設賃借経費補助要綱（以下「改正後の要綱」という。）第4条第2項、別表第1及び別表第2の規定は、平成29年4月1日（以下「適用日」という。）以後に開設し、又は面積を拡大した私立認可保育所（面積を拡大した場合にあっては、拡大部分に限る。以下同じ。）について適用する。
- 3 適用日前に開設し、又は面積を拡大した私立認可保育所における改正後の要綱第4条第2項、別表第1及び別表第2（補助上限額及び算定基準の欄を除く。）の規定の適用については、なお従前の例による。
- 4 改正後の要綱別表第2（補助上限額及び算定基準の欄に限る。）の規定は、適用日前に開設し、又は面積を拡大した私立認可保育所についても適用する。
- 5 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の中央区私立認可保育所施設賃借経費補助要綱の規定により作成した様式で、現に残存するものは、所要の修正を加え、当分の間、なお使用することができる。

（中央区認定こども園開設後施設賃借経費等補助要綱の廃止）

6 中央区認定こども園開設後施設賃借経費等補助要綱（平成21年4月1日21中福子第340号）は、廃止する。

（認定こども園開設後施設賃借経費等補助金の廃止に伴う経過措置）

7 この要綱の施行前に前項の規定による廃止前の中央区認定こども園開設後施設賃借経費等補助要綱の規定により開設後施設賃借経費補助金の交付を受けた期間は、改正後の要綱の規定により開設後補助金の交付を受けた期間とみなす。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年9月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の中央区私立認可保育所施設賃借経費補助要綱（以下「改正後の要綱」という。）第4条及び別表第2の規定は、平成30年9月1日以後に賃貸借契約を締結した上で、平成31年9月1日（以下「適用日」という。）以後に開設した私立認可保育所について適用する。
- 3 適用日前に開設した私立認可保育所における改正後の要綱第4条及び別表第2の規定の適用については、なお、従前の例による。
- 4 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の中央区私立認可保育所施設賃借経費補助要綱の規定により作成した様式で、現に残存するものは、所要の修正を加え、当分の間、なお使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の中央区私立認可保育所施設賃借経費補助要綱第4条第2項、第6条第2項第4号、第9条第1項第4号及び別表第2の規定は、平成31年4月1日（以下「施行日」という。）以後に開設し、又は面積を拡大した私立認可保育所（面積を拡大した場合にあっては、拡大部分に限る。以下同じ。）及び施行日前に開設し、又は面積を拡大した私立認可保育所について適用する。
- 3 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の中央区私立認可保育所施設賃借経費補助要綱の規定により作成した様式で、現に残存するものは、所要の修正を加え、当分の間、なお、使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年1月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の中央区私立認可保育所施設賃借経費補助要綱の規定により作成した様式で、現に残存するものは、所要の修正を加え、当分の間、なお、使用することができる。